

告示

埼玉県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、妻沼西南土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	川田 光治	埼玉県熊谷市上江袋千三百四十二番地